

Title	イギリス工場法思想の源流(その1) : 工場監督官レナード・ ホーナーの思想について
Sub Title	The origins of the thought on English factory legislation : on the thought of Leonard Horner, a factory inspector
Author	武田, 文祥
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.5 (1979. 10) ,p.603(45)- 619(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19791001-0045
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791001-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス工場法思想の源流(その1)

——工場監督官レナード・ホーナーの思想について——

武 田 文 祥

序

- (1) 十時間法運動の思想
- (2) 1833年王立児童雇用委員会
- (3) 工場監督官就任以前のホーナー
- (4) ホーナーによる工場法運営(以下次号)
 1. 出発点におけるパターンリズム
 2. 規則的労働の概念
 3. 標準労働日の思想
 4. 労働者保護の思想
- (5) まとめ

序

工場監督官レナード・ホーナーの名は『資本論』におけるイギリス工場法への言及の中で頻繁に登場する。確かに彼は初代の4人の工場監督官の中でも中心人物であり、工場法の発展に最も積極的に貢献した。イギリス工場法史に欠くことのできないホーナーの活躍は、いかなる思想によるのか。

『資本論』の読者はホーナーに対するマルクスの評価が好意的であることに気付くだろう。事実、マルクスは彼の貢献について、「イギリス労働者階級のために不滅の功績をたてた」と述べ、ほぼ最大級の讃辞を捧げている。

かく評価されるホーナーの功績とは何だったのか。おそらく彼が単なる一官吏として、法の忠実な執行者にとどまったなら、マルクスの評価は生まれなかったであろう。上の引用に続けてマルクスは言う。「彼(ホーナー)は工場主を相手とするほか、工場における『人手』の労働時間を数えるよりも、下院における工場主の『票数』を数える方が、はるかに重要だった大臣たちを相手としても、終生にわたる闘争をなしたのである。⁽¹⁾」

ホーナーが官吏としての枠を越えて、政府や司法当局とも争ったことは『資本論』の叙述を見て

注(1) マルクス『資本論』第一巻第七章第三節 岩波文庫版、第二分冊、83頁。

も明らかである。それは工場立法それ自体の不備や、当時の官僚機構の未成熟のためであったが、同時にホーナーその人の思想的背景も見逃がせない。ここで我々が着目するのは、単にホーナーの生い立ちや、その人となりではなく、工場法運営における実際的な経験である。のちに見るようにミドル・クラスのホイッグ派の家系に育った彼が、工場法運営において「不滅の功績」をたて、死後は労働者から哀悼の意を表されるまで至ったのは、単に彼自身の人道主義的傾向だけに帰せられるものではあるまい。揺籃期における工場法の試行錯誤の中で、ホーナーが培った経験と思想の中にこそ、マルクスの注目をひくに値するものがあつたのではなかろうか。筆者はこの点を念頭に置き、マルクスが主要な資料として用いた『工場監督官報告書』を対象とし、これを吟味することを旨とした。

しかしながら初期工場法の展開に貢献したのはホーナーだけではない。トーリー派や急進主義者たちによる十時間法運動、更にホイッグ政府に命を受けた改革者たちの動向をも見逃すことはできない。特にホーナーら工場監督官任命の契機となった1833年工場法は十時間法運動に対抗するホイッグ派の改革であり、その先鋒はベンサム主義思想の旗手たちに担われていた。ホーナーの思想的特質は、これらさまざまな潮流と対比することなくしては浮び上がらない。殊に近年におけるイギリスの歴史学界では、19世紀前半の社会改革におけるベンサム思想の影響が強く指摘されるようになり、工場法改革もこの一翼をなすものとして挙げられて⁽²⁾いる。ホーナーの工場法運営においてベンサム主義思想はいかなる影響を与えていたのか。この問題は初期工場法の体系を論ずる上で、また19世紀イギリスの社会改革の推移を知る上でも欠かせないものとなる。

それゆえ筆者は、ホーナー思想の解明に先立って、1833年のベンサム主義者による改革の意義を探ることとした。本稿の前半部（その1）はこの点を主眼に置いたものであり、後半部（その2）でそれと対比しつつホーナー思想の特質を別括することに努めた。これによって、イギリス工場法思

注(2) 19世紀イギリスにおけるベンサム主義的改革への再評価の直接のきっかけとなったのは、1958年から始まったいわゆる『行政革命論争』であろう。本論争は、当時の社会改革において官吏の果たした役割に着目し、その活動と機能の拡大とが漸次行政上の発展をもたらし、世紀末に至る行政国家への結実を展望するという内容で、その間における世論や思想の果たした役割は少ない、と見るO・マクドノーと、思想、殊にベンサム主義による貢献を重視するH・パリスとの間で応酬が交わされた。Oliver MacDonagh "The Nineteenth-Century Revolution in Government: A Reappraisal", *Historical Journal*, Vol. 1, No. 1, 1958; Henry Parris "The Nineteenth-Century Revolution in Government: A Reappraisal Reappraised" *Historical Journal*, Vol. 1, No. 3, 1960.

この論争は以後多くの学者、研究者の参加をえて、1960年代のイギリス、アメリカの歴史学界で大々的に展開され、これに触れた論文、著作の数は枚挙に暇もない。その内容と展開についてはわが国でも岡田与好教授によって紹介され、分析されているが、本論争の意義として重要なのは、教授も認めておられるように、論争のいずれの側においても従来の自由放任国家観が「神話」にすぎないことが自明の理とされ、ひいては「わが国の通説的自由主義段階論——したがってまた一般に『段階論』そのもの——あるいはそれが前提とした示唆する19世紀イギリス史像の根本的再検討を要求する」ところにある。岡田与好「自由放任主義と社会改革——『十九世紀行政革命』論争に寄せて」東大社研紀要『社会科学研究』第27巻第4号、1976年、4頁。

こうしてベンサム主義思想も単にその自由主義的側面のみならず、社会改革へ果たした国家干渉的側面からの再検討を迫られることになるが、現実の工場法運営においてそれはいかに機能していったのか。本稿における第二の課題はこの点の解明にある。

想の源流が明らかになるとともに、19世紀の社会改革に関する論議へのひとつの資ともなろう。

（1）十時間法運動の思想

繊維工場における児童労働の弊害は早くから採り上げられ、1810年代には議会での論争を生み出したが、国民的な争点として激しい論議を巻き起こしたのは、1830年頃からであった。工場法は既に1802年以来、数次にわたって立法化の努力がなされてきたが、殆ど死文に止まり、有効な規制がないまま人々の関心も遠退いていた。だがこの年、トーリー派のオースラーとサドラーのふたりが、ヨークシャーで児童労働の弊害を指摘し、告発して以来、工場法運動は、一挙に大衆運動として広まった。9歳から18歳までの労働者に、十時間の労働日を要求する十時間法運動の始まりである。以後断続的ではあったが、19世紀半ばまで続くこの広範な大衆運動の発端となった原因はどこにあるのか。我々はその理由として、当時の社会経済的な条件と、政治的な背景とのふたつの要因を考えることができる。

産業革命によって出現した工場制度が、急激な社会変化の中で時代の象徴として映り、人々の関心の的であったことは言うまでもない。だが、急激な昂揚を見せた十時間法運動の政治的な性格も見失われてはならない。それは当時相次いだ政治抗争の一翼に属するものであり、この抗争の中心には1832年の選挙法改正があった。ナポレオン戦争後の政治的課題であった選挙法改正のため、ミドル・クラスとホイッグ派は、労働者、急進主義者と提携して運動を進めていた。これに対抗するのが保守のトーリー派であったが、その内部にも新しい動きがあった。1820年代から比較的リベラルな姿勢を保ってきたトーリーの本流に対し、右派からはトーリー主義の地歩を確立せんとする巻き返しの動きがあった。それは封建的土地貴族の理念において当時の社会変化を敵視し、伝統的支配秩序に復帰せんとするものであった。その中にサドラーに率いられた一派が存在した。彼らの主張は伸張するミドル・クラスの勢力に対抗して、労働者階級との提携をなそうとするものだった。彼らにとって労働者階級は産業革命の犠牲者であり、その救済は支配階級の任務であった。そこには封建的な身分秩序を前提として、恩恵的な施与によって社会関係を維持しようとするトーリー・⁽³⁾パターナリズムの思想があった。

しかも1832年の改正選挙法は財産資格の制限によって労働者階級を排除するものであったため、急進派の失望は大きく、ホイッグとの提携関係が破れた。ここにホイッグ政治に反対するトーリー主義者と労働者急進主義者との結合という基本的な構図が生れた。1830年代における十時間法運動と新救貧法反対運動との激しい昂揚はこの提携の産物であった。

だが工場法立法化への運動が、トーリー主義者の指導に全面的に依拠していたわけではない。急

注(3) Robert Blake, *The Conservative Party from Peel to Churchill*, London 1970, pp. 21~22.

進主義者の思想は多岐にわたっており、コベットのように伝統的社会の価値観に基づいて産業社会を批判し、トーリー派の主張と大差ないものもあったが、ジョン・ドハーティのように新しい労働組合主義の価値観に基づいて運動を進める動きもあった。ドハーティは、マンチェスターにおける綿工業労働者を組織し、1820年代後半から工場立法の改革運動を行っていた。オースラーやサドラーによって開始された、と称される十時間法運動も組織形態や運動方式は、ドハーティのそれを継承したものにすぎない。⁽⁴⁾ 彼の出発点は団結禁止法下における組合防衛の意図から発しており、労働者の権利擁護のために各地の運動を糾合せんとするものであった。そこには工場への立法規制によって新しい職場秩序をうちたてようとするオウエン流の工場改革思想が含まれており、機械による工場制度全般を敵視するトーリー主義者の思想とは異質のものであった。しかも彼は議会改革や穀物法廃止など、急進派による政治綱領をめざして運動を進めており、トーリー主義者の政治的意図に対しては疑問を抱いていた。⁽⁵⁾ そのため両派の提携による十時間法運動は必ずしも一体化したものでなく、たえず離合集散の危機を抱えており、1830年代末からのチャーチズムの登場によって提携は破れる。根本的には封建的身分制支配の観念に依拠していたトーリー主義者たちにとって、労働者自身の権利確立をめざすチャーチズムの綱領は容認し難いものだったからである。⁽⁶⁾

だがさしあたって1830年頃においては、運動はトーリー派のイニシャチブのもとで進められていた。その先鋒となるオースラーの思想は、封建的な田園秩序を理想とし、機械や都市文明など産業革命による所産を徹底的に憎悪する激しいものであった。⁽⁷⁾ サドラーの主張はこれ程甚しいものではなかったが、台頭する古典派経済学説に対して、土地生産力に立脚する人口論を主張して地主制擁護の論陣をはる点では同一の視点に立っていた。⁽⁸⁾ しかもふたりはイギリス国教会への忠誠を誓い、

注(4) ジョン・ドハーティによる工場法立法化運動については、R. G. Kirby, A. E. Musson, *The Voice of the People, John Doherty 1798-1854*, Manchester, 1975に詳しい。著者はドハーティの運動がトーリーによる十時間法運動の先駆となることを力説して次のように言う。「それ（ドハーティの運動一筆者）はヨークシャーに始まった運動の基礎となった。オースラーの有名な『白人奴隷』に対する非難を含めて、そこで用いられた論議はいずれも新しいものでなく、ランカシャーの紡績工は長い間立法化の運動に参加しており、法施行上の問題点について熟知していた。」*ibid.*, p. 367.

(5) ドハーティはトーリー主義者による児童労働の告発に関して、当初はかれらが工場問題を政党の目的に利用して、労働者を政治的に隷属し続けようとしている、との疑いをもち、十時間法運動にも直ちに合流することは避けようとした。*ibid.*, p. 367, 急進派の政治綱領については *ibid.*, p. 423.

(6) 十時間法運動は1833年の工場法立法化によって一時後退し、翌年からは新救貧法の反対運動にとって代る。だがそれも1830年代末のチャーチズムの台頭によって分解の様相を示す。その経過は N. C. Edsall, *The Anti-Poor Law Movement, 1834-44*, Manchester, 1971 Chapter VI~VIII に詳しい。

(7) オースラーは工場制度を次のように攻撃する。「製造業の富を無限に集中するこの制度は農村の力を弱めたばかりでなく、労働者から国富の恵みを奪った。それはもはやかつてのように独立した家族に分配されることはなく、何千人もの労働者がたった1人の人物に仕えるため工場に集中される。労働者にとってその人物だけが導き手であり、実質的にかれらは国の掟のもとから除かれる。この国の不満と墮落の原因はこのためである。」Cecil Driver, *Tory Radical-The Life of Richard Oastler*, 1946, p. 426, 彼はまた、自由主義や個人主義などの新しい思想に対しても以下の如く攻撃する。「……知性や経済学、自由貿易、自由主義の諸原則などが行進して、たえず小屋の平和や王宮の幸福を破壊している。この悪魔は真の宗教や人々の繁栄と安寧との敵であることがいつかは明らかにされるだろう。」*ibid.*, p. 295.

(8) サドラーはマルサスの人口学説に対抗して次の書を著わしている。Michael Thomas Sadler, *The Law of Population*, 2 Vols, London, 1830.

新しい個人主義や自由主義の思潮を、国民の道徳的破壊者として憎悪する点でも共通していた。

そして両者は児童労働の弊害や没落する手織工の問題を採りあげて、工場制度と雇主階級への攻撃を開始する。問題は工場制度に代表される産業社会への価値判断を含むものとなり、明確な社会経済的基盤を獲得する。そして工場制度への非難と擁護をめぐって、トーリー、ホイッグの両派による激しい論争が展開する。エンゲルスの著書『イギリスにおける労働者階級の状態』は、この論争を素材としており、それは明らかに産業革命直後の大衆の生活状態をめぐるものとして、のちの生活水準論争の起源にあたっていた。

サドラーは1832年、議会で十時間法案を提出し、下院で長い演説を行っている。彼はまず工場制度を富と力による専制支配とみなし、労使間に明らかな不平等があることを指摘する。そして彼はこの専制的支配の原因を機械に見出し、機械が労働者の地位をますます従属的なものとし、児童をも労働市場に巻き込んで抑圧と虐待との犠牲者としている、と言う。それゆえ、自由な当事者ではない労働者を保護するため労働市場に干渉することが必要であり、まして虐待と圧制の下にある児童を救い出すことは不可欠だと主張した。⁽⁹⁾ 機械による進歩は当時の工場問題における中心的な争点であった。労働者達は、それによって熟練が分解し、婦人や児童の労働に代替される、との危機感を抱いていた。工場における弊害の原因を機械に求めるサドラーの主張が、彼らに強く訴えたであろうことは明らかである。

彼はこの法案提出に先立って、議会で特別委員会（通称サドラー委員会）⁽¹⁰⁾を開催して、工場での苛酷な労働状態を明るみに出した。そこでは労働者や医師の証言によって極度に苦難にみちた状態が描きだされた。工場での労働時間は15、6時間にも及び、昼食や休憩時間はごく僅かであり、児童も成人と同様に扱われている。しかも工場主は、この長時間労働を強いるためムチその他の虐待行為を行っている。この長時間労働と不健康な作業場環境によって、労働者の健康は著しくそこなわれている。医師達は一様に労働者の間における疾病の多発、体格の低下、事故による傷害を訴えた。その例証として工場における労働者の健康調査や都市での死亡率統計などが示された。サドラーも下院演説で様々の数字を掲げる。⁽¹¹⁾

だがサドラーとその委員会が立証しようとした事実に対して、工場主やホイッグの側からは、当然の如く強い反対の声が沸きあがった。彼らはそこでの証言や統計数字そのものに疑念をはさむ。委員会は前もって証言を準備し、示された数字の多くは間違っていると主張した。下院でのサドラー演説に対しては、ホイッグ党の議員から反証の数字が示されたが、それによれば綿工業の労働時間は通常12時間程度であり、児童が働く他の産業より明らかに少ない。また綿工業労働者の健康状

注(9) Handard's Parliamentary Debates, IIIrd. Series, Vol. XI, 1832, pp. 343~5.

(10) 正式名称はSelect Committee on the Bill to Regulate the Labour of Children in the Mill and Factories of the United Kingdom, 1831~2.

(11) Hansard's ibid., pp. 369~375.

態は概ね良好であり、他の都市住民の方が疾病率や死亡率は高い、等々とされた。⁽¹²⁾更にホイッグ派は自由契約の理念を盾とし、市場原理への干渉に反対する。工場規制はイギリス産業の国際競争力を低下させるにすぎず、むしろ穀物法の廃止こそ先決だとする。このようにして十時間法案は、穀物法問題と絡まって、ホイッグ対トーリーの政治的争点に発展していく。

(2) 1833年王立児童雇用委員会

十時間法案はサドラーに代って同じトーリー派のアシュレーに引き継がれ、再度議会上程された。時のホイッグ政府にとって、もはや児童労働の問題を放置しえないことは明らかだったが、アシュレーの法案には工場主の強い反対があり、到底うけ容れ難いものであった。そのため政府は対抗措置として、『王立児童雇用委員会』を任命し、再度の実情調査と可能な立法化への道を探る。1833年の工場法は、基本的枠組において王立委員会の勧告を全面的に採用したものであり、十時間運動に対抗するホイッグ派の改革を意味する。これによって初めて工場立法は実施の効を発揮することに成功し、それまでの死文にすぎなかった過程に終止符をうつ。1833年以後イギリス工場法は着実な進展を見せるのであり、王立委員会はその出発点として、初期工場法体系の思想的基盤を提供するものであった。

だが1833年の改革は、決してホイッグや工場主の利害にのみ基づくものではなかった。王立委員会は、ベンサム直系の弟子であったエドウィン・チャドウィックを中心に任命された。彼はサドラー委員会に対抗するための広範な実情調査を組織し、全国各地からの報告を強固に統一し、ひとつの改革提案へとまとめあげた。ホイッグ派による改革は究極的には彼のベンサム主義の理念に支えられるものであった。調査にあたってのチャドウィックの課題は、まず何よりも工場問題に関する激しい論争に結着をつけることであった。しかも、それはホイッグ的な観点で工場制度擁護の強い論拠に基づき、同時に工場規制の必然性をも抽き出すものでなければならなかった。だが調査の結果は、彼にとって必ずしも満足のゆくものではなかった。労働者の健康問題に関する論争はそのまま委員会に反映して、各委員の報告は両極に分解する。工場制度の実情調査にあたった地区委員会(District Committee)の委員たちは、一様に工場の生産力的優位を強調し、弊害の存在を否定する。それはしばしば工場規制の無用論にまで帰結する。これに対し労働者の健康調査にあたった医師委員会(Medical Committee)の委員たちは工場労働の有害性を指摘し、十時間法案と同様の強い工場規制を要求する。調査結果としてのこの対立する見解を念頭に置けば、チャドウィックによる勧告の独自な性格も明らかとなる。彼は工場制度擁護の生産力視点と児童のための保護視点とを強固に統一せんとした。だが、それは決して両論の折衷による妥協的な解決策ではない。むしろ

注(12) Hansard's *ibid.*, pp. 386~391.

工場の生産力的開花のうちに児童の保護を達成せんとする前向きのものであり、すぐれてベンサム的な特徴をもつ。その中に工場規制に向けての新たな思想が含まれていたのである。

チャドウィックは全国を四つの地区に分け、各2名ずつの地区委員を派遣して調査にあたらせたが、それらの報告はいずれも工場制度擁護の姿勢が強い。特にランカシャーからのカウエルとタフネルとの2名による報告書は工場制度全般にわたる詳細な統計を含むものであり、生産力におけるその卓越した地位を強く印象づける内容となっている。彼らはいずれも工場における弊害を否定し、立法規制の無用を論ずる。その根拠は機械による進歩であり、それによって労働者の高賃金と恵まれた作業場環境が保証されている、とする。

そのひとりカウエルの主張は、マンチェスターにおける賃金表をとりあげ、綿工業労働者の相対的高賃金を機械による生産力上昇の結果として論証しようとする賃金—生産力視点にある。この場合、機械の導入によって熟練が分解し、工場労働は婦女子の低賃金労働に代替されている、との労働者の主張は全面的に否定される。機械は工場から成人労働者を駆逐しなかったばかりでなく、むしろその高賃金を保証している。しかも工場への婦人や児童の導入は決して低賃金のためでなく、新機械が要求する職場秩序の一階梯である。⁽¹⁴⁾ 児童はまず清掃工として工場に入り、体格が向上するにつれ糸継工となり、職種を変えてゆく。こうして「19〜20歳までに彼はすべての継起的段階を経て、将来のための技能のすべての要素を習得する。」⁽¹⁵⁾ 工場における児童労働は、新しい職場秩序が要請する技能習得のためであって、それ自体問題となるものではない、というのがカウエルの主張である。⁽¹⁶⁾

もうひとりの委員タフネルの場合、この主張は更に積極的となり、工場制度の全面的な讃美に終始する。「私は労働者の健康や安逸、便宜などが最も備わっているのが大工場であり、そこでの労働者の暮らしは最も裕福であるということをたえず見出した。」⁽¹⁷⁾ 彼にとって労働者の健康問題に関する論争の多くは、単なる都市と農村との環境上の相違に由来するものでしかない。「マンチェスターの人々が病弱でひ弱に見えるのは完全に事実である。だがそれは工場労働のせいではない……⁽¹⁸⁾ ……」マンチェスターの貧困地帯が環境的に劣り、人々の健康に悪影響を与えているのは事実である。「しかしながら、その住民のうち最も貧困な部分は工場で働く人々ではない。もし彼らが工場

注(13) カウエルは十時間法運動の原因が、機械の進歩によって労働者の賃金が低下することへの恐怖にある、とみなし、その誤解を解こうとする。Report of Royal Commission on the Employment of Children in Factories, Supplementary Report, D-1, "Explanatory Preface to the Tables relative to Cotton and Silk Mills in Lancashire", p. 119g. 以下、1833年王立委員会報告書についてはR. C. Report と略。

(14) 「ふつう思われているように、雇主が児童や婦人を雇うのは、その労働が成人や男子より安いだけでなく、雇入れる目的にとってそれがより価値あるためである。」R. C. Report, *ibid.*, p. 119bb.

(15) R. C. Report, *ibid.*, p. 119aa.

(16) カウエルは工場における長時間労働を新機械と旧機械との生産力格差から生じる工場間の競争に原因がある、と考えている。R. C. Report *ibid.*, p. 119 o.

(17) R. C. Report, Supplementary Report, D-2, "Mr. Tuffnell's Report from Lancashire", p. 207.

(18) R. C. Report, *ibid.*, p. 198.

で働けば大きな進歩となろう。なぜなら工場の最悪の部屋でさえ、彼らの惨めな住居と比べれば健康と安逸の宮殿だからである。」⁽¹⁹⁾

工場へのこの徹底した讃美を支えているのは、カウエルと同じ賃金—生産力の視点である。彼は機械の導入によって従来の筋肉労働に代る頭脳労働が要請され、新たなかたちで熟練形成が行われていることを説く。「蒸気機関の助力をうける職場においては他よりも高い種類の労働を要する。頭脳労働が筋肉労働に代位する。事実それは幾分か熟練労働となる。」⁽²⁰⁾機械の進歩に対して絶体の信頼を置くタフネルは、当時の技術の最先端をきっていた細糸紡績工場を「マンチェスターの栄光」と賞讃する。十時間法運動は、この工場に対し激しい攻撃を行っていたが、当然それは、彼にとって許し難い。「……人間の手になる最も完全で美しい見本であるこの製造業こそは、誤った慈善への耽溺によって存在を危うくされんとしている。私は存在の危機と呼ぼう。なぜならその根絶以外、慈善家たちの要求を満たすものはないからである。」⁽²¹⁾のみならず、彼はすべての工場規制に反対する。児童を過度の労働に強いているのは親や労働者であって、工場主ではない。問題は彼らのモラルであり、その対策を工場規制に求めるのは全くの誤りである。この結論はホイッグ派の主張をほぼ全面的に踏襲したものと言えよう。⁽²²⁾

マンチェスター地区については、労働者の健康状態を調べるため、特別に3名の医師委員が派遣された。その報告書はいずれも工場労働の有害性を説き、児童のための立法措置を要求している点で、地区委員の報告書と対照的である。それは雇主への公然たる非難には欠けているが、⁽²³⁾工場制度の弊害を指摘する点でサドラー委員会の証言と大差ない。例えばある委員は次のように言う。「結論として私は、児童たちが毎日極めて非合理的に、しかも苛酷な長時間労働を強いられており、成人でさえ人間として殆どたえ難い労働をなすべく要求されていることが明らかに証明されたと思う。」⁽²⁴⁾

ここで注目されるのは、医師のひとりホーキンス博士が労働者の健康問題をマンチェスターの都市問題と絡めて論じている点である。彼は農村や地方の工場が労働者の健康の点で、マンチェスターのそれに比べて優っていることを認める。「私はマンチェスターを通る旅行者にとって、人々の、

注(19) R. C. Report, *ibid.*, p. 204.

(20) R. C. Report, *ibid.*, p. 206.

(21) R. C. Report, *ibid.*, p. 208, footnote.

(22) タフネルはすべての工場規制に反対して次のように言う。「私が到達した結論は、工場での虐待に関する話は真実でなく、もしそれが真実であっても、アシュレー法案は弊害を増すだけであり、更にすべての工場立法はその本性上それと同じ効果しかもたらさない、ということである。人間性と正義と道徳とを真に追求するなら、新たな工場法は立法化されるべきでなく、すべての既存立法は廃止されるべきである。……悲惨の原因は明らかに両親の劣悪な道徳的性格にある。そして唯一改善の機会はその性格にあるのだが、工場立法はそれをますます低下させている。」 R. C. Report, *ibid.*, p. 226.

(23) 医師委員たちはいずれも雇主による虐待行為については強く否定する。例えば一報告書は次の如く言う。「雇主の労働者に対する虐待や体罰などは全く見られず、それどころか逆に雇主の側での優しい親切と、それに対する労働者の感謝の念が認められた。」 R. C. Report, Second Report, A-3, "Medical Report by Sir David Barry". p. 73.

(24) R. C. Report, *ibid.*, C-3, "Concluding Remarks of Dr. Loudon", p. 24.

イギリス工場法思想の源流 (その1)

なかんずく工場労働者の身長の高さ、庫軀、蒼白さなどが目につくものと信ずる。私はイギリスやヨーロッパのいずれの都市においても体格や顔色の点でこれ程顕著に国民的標準から劣っているの(25)を知らない。」地区委員のタフネルは、工場問題を都市問題と切り離して論すべきことを主張したが、おそらく医師の眼で見たマンチェスターの状況が、無視しえないものと映ったことは容易に推察されよう。

王立委員会の報告書は時間的に切迫した事情があったため、三つに分けて発表された。医師報告書はその第二の報告書に収められたが、ここにおいて委員会の分裂した見解が露呈されざるをえない。チャドウィックたちはこれを認めて、報告書を兩論併記のかたちで(26)記す。そして彼らは健康問題に関する最終的な結着を、集められた資料の統計的な処理に委ねる。この統計分析は、保険数理士ミッチェル博士の手で行われ、第三の報告書である補足報告に収められている。それは各地における年齢別の賃金表や、疾病期間統計など、数多くの統計から成っており、その一部を《表1》に

《表1》 ミッチェルによる統計報告書

各地区における200人以上雇用のすべての工場について労働者の疾病期間調査

		雇用者1人当たり年平均疾病期間(日)				病人1人当たり年平均疾病期間(日)			
		11歳以下	11~16歳	16~21歳	21~26歳	11歳以下	11~16歳	16~21歳	21~26歳
① 綿工場 ランカシャー	男	2.46	3.81	4.42	4.91	13.04	14.58	16.43	18.27
	女	8.03	4.25	5.56	6.85	—	11.98	12.63	16.43
② 羊毛工場 イングランド北部	男	2.01	3.59	5.31	7.42	11.75	11.04	17.14	19.97
	女	8.90	6.40	6.98	13.70	35.32	14.84	19.96	29.34
③ 亜麻工場 リーズ	男	1.94	3.61	4.16	4.42	5.24	6.97	17.93	15.11
	女	1.33	3.26	5.62	5.31	5.75	9.55	13.62	14.15
④ 陶器工場 スタッフォードシャー	男	4.84	3.66	10.61	8.96	14.07	14.71	31.91	27.66
	女	—	6.86	6.51	9.86	—	21.83	19.65	32.26
⑤ 絹工場 イングランド	男	3.79	7.62	6.43	7.44	7.19	17.23	18.61	27.34
	女	4.35	11.17	12.07	14.06	10.01	22.84	29.08	29.04
⑥ 羊毛工場 イングランド西部	男	2.14	2.98	3.57	6.82	11.09	15.73	19.19	27.28
	女	5.20	5.48	4.57	6.41	13.39	16.24	14.60	20.38
⑦ 綿工場 グラスゴー他	男	1.01	4.80	5.52	9.11	3.61	12.35	17.14	20.12
	女	2.63	6.18	6.38	8.16	14.90	13.81	15.54	18.96
⑧ 全工場 スコットランド東海岸	男	5.65	8.96	8.54	7.70	6.58	15.29	18.25	19.56
	女	2.76	9.71	12.68	11.90	3.97	18.96	20.59	19.00

<注> Report from Royal Commission on Children's Employment, Supplementary Report "Dr. Mitchell's Report." pp. 59~60. より作製。

注(25) R. C. Report, ibid., D-3, "Medical Report by Dr. Hawkins", p. 3.

(26) 王立委員会の第二報告書では次のように記す。「ランカシャー地区における工場労働者に関する陳述はかなりの程度対立している。」「我々はこの場所において、医師委員と地区委員とによって収集された証言のうち、主題に関して有利なもの」と不利なものとのふたつの部分を紹介することが正しいと考える。」R. C. Report, Second Report, pp. 6, 7.

示す。これによってわかるのは、ランカシャーの綿工場で特に疾病が多発している事実はない、という点である。ミッチェル博士の結論もそれを裏づけている。「私の前にもたらされたすべての文書を吟味して、工場労働が健康に及ぼす影響は物質的な程度において他の労働と変わるものでない、と信じる正当な根拠がえられたと思う。そしてともかく、この長くやっかいな調査の結果として(労働者の健康に関する)両派の賞讃と非難に満ちた誇張は、同様に事実として根拠のないものである、⁽²⁷⁾という反駁し難い確証が得られた。」

これが王立委員会によるすべての調査の結論であったとするなら、立法制定への強い要請は生じなかったと思える。だが委員会は明確に改革へと動いたのであって、そのモチーフはチャドウィックの構想の中にあった。彼は全報告書の冒頭で自らの改革提案を示している。その内容は前半部で各地からの報告を総括し、後半部で十時間法案を批判しつつ、新たな工場規制の方法を提言するものとなっている。

彼はまず各地で児童が成人と同様に長時間労働している事実を認め、それを明確に弊害と判断する。工場での労働時間は平均して12時間程度であり、時には14～16時間に及んでいるところもある。⁽²⁸⁾児童が成人との区別なく、この長時間労働を強いられていることは健康面での影響とともに、教育や道徳など精神面での弊害も無視し難い。⁽²⁹⁾チャドウィック提案の第一は、健康や教育のために児童と成人との区別をなすところにあるが、その場合にも彼は児童労働の弊害を単に工場制度によるものではない、と考えるところに特徴がある。チャドウィックが指摘するのは、児童が両親によって労働に駆られている事実である。彼は両親が収入のため児童を欺いてまでも残業を強いている例をあげ、⁽³⁰⁾法の目的がこれら過酷な親からの保護でもなければならぬことを主張する。すなわち、「労働の弊害に苦しんでいる年齢において、児童は自由な当事者ではなく、賃貸されているのであり、彼らが稼得した賃金は両親が手に入れて消費している……。それゆえ我々の意見では、工場児童のための法的干渉の理由をここに見出す。」⁽³¹⁾

児童が自らの意志で労働しているのか、親によって働きにだされているのかは、調査開始時にチャドウィックが抱いていた関心事のひとつであった。⁽³²⁾彼にとってそれは個人主義の契約理念に抵触

注(27) R. C. Report, Supplementary Report, "Dr. Mitchell's Report", p. 51. カッコ内は筆者。

(28) R. C. Report, First Report, pp. 12～13.

(29) 「我々はすべての証言から……次の問題点を見出した。第一、全国の主要産業部門で雇用されている児童は成人と等しい時間働いていること。第二、その労働時間の結果として多くの場合、体格の恒常的な低下、しばしば治癒困難な疾病の発生、並びに(過度の疲労のため)適正な教育や正しい習慣……の獲得の機会を喪失していること。」R. C. Report, *ibid.*, pp. 31～32.

(30) R. C. Report, *ibid.*, p. 14.

(31) R. C. Report, *ibid.*, p. 32.

(32) チャドウィックは調査に際しての各委員に対する指令として次のように記している。「多くの場所で以下のような質問をすることが望ましい。——労働者が出来高制で働いていて、幼い児童を助手として連れてきて……その児童は雇主に雇われているのではなく……単に両親の追加的収入のために補助をしているにすぎないような慣行はあなたの工場の労働者の間で行われていますか？」R. C. Report, *ibid.*, Instructions, p. 78.

する重要な問題であった。そして今やこの個人主義原理に基づいて児童への国家保護が発動される。児童は成人と異なるものとして概念的に区別された上で、親ではなく、国家のもとへの保護が要請されている。

チャドウィック報告の第二の特色は、児童への虐待行為や不衛生な作業場環境など、労働条件に関わる弊害が徒弟制度や小作業場など伝統的な労働関係のもとで発生している、とみなす点にある。告発されている虐待行為は地方の小作業場で生じており、その原因は児童の直接の雇主である親方⁽³³⁾や労働者の側にあるとする。彼は、労働者の処遇や作業環境の面で都市の近代的な工場がもつ有利性をさまざまに指摘する。⁽³⁴⁾そこには明らかに、労働条件の改善は工場の制度的近代化によって果たされる、との考えが含まれている。それゆえ望ましい工場規制とは、この制度的近代化への志向に立つものでなければならない。それは工場の生産力的開花のうちに児童の保護を達成せんとする思想であり、単なる工場制度擁護に止まるホイッグ派の主張を凌駕する積極的なものである。

チャドウィック報告の後半部では十時間法案への批判がなされ、具体的な工場規制の方法が述べられている。

チャドウィックによる批判の論点は、他のホイッグの論者と同じく賃金—生産力の視点に立つものである。十時間法案は工場の操業時間を規制して、成人労働者の時間短縮と賃金向上とを獲得せんと図っている。だが工場の操業規制は、イギリス産業の国際競争力を低下させ、結局は労働者の失業と賃金低下とに帰着するものであって断じて認め難い。⁽³⁵⁾チャドウィックはこれに代る措置としてリレー制度を提案する。それは児童労働を交代制のもとに置くプランであり、成人の労働や工場の操業時間に影響することなく、児童の時間短縮が可能となる。だがそのためには児童の労働力が豊富であり、同時に工場の管理体制が確立していることが必要である。この方法は児童労働力に不足する地方の小工場では困難な課題であり、法案に盛り込まれることはなかった。だがチャドウィックの積極的な提唱のうちには、生産力的に優位に立つ都市の大工場を推進せんとする意図があった。⁽³⁶⁾リレー制度のプランは、工場の制度的近代化という課題を具体化したものと言えた。

更に彼は十時間法案への批判として児童保護の不十分性を指摘する。その法案は成人労働者の利害に基づいたものであって、児童への十分な利益とはならない。「一日十時間の労働制限では児童への適切な保護とはならない。」⁽³⁷⁾彼は14歳以下9歳までの8時間労働を提案したが、実際には9～13歳の9時間と14～18歳の12時間労働という広範な規制となって立法化した。だがそれ以上にチャ

注(33) 「児童への苛酷な処遇の生じたスコットランドやイングランド東部では、その殆どが極めて小規模の工場で生じており、しかもそうした扱いは野蛮で酷薄な労働者の手によっている。」 R. C. Report, *ibid.*, p. 20.

(34) 「これらすべての環境に関して、委員会の報告書は、大規模のしかも新しく建てられた工場ほど、古い小規模の工場より顕著な利点をもっていることを一致して示している。」 R. C. Report, *ibid.*, p. 20.

(35) R. C. Report, *ibid.*, pp. 35~37.

(36) S. E. Finer, *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick*, London, 1952, p. 64.

(37) R. C. Report, *ibid.*, p. 33.

ドウィックが重視したのは児童への教育である。彼にとって教育は改革の根幹となる最重要の課題であった。「すべて我々の勧告は児童に対する配慮と恩恵とを目的とするものであり、短縮された労働時間分について彼らの利益となるよう費される手段を講ずることを願う。」⁽³⁸⁾

児童のための教育は国家による保護の具体的内容をなす。工場労働から解放された児童は直ちに親元に委ねられるのではなく、一定時間の教育が課される。それは児童の親元からの引離しを意味する。イギリスのように徒弟制度によって親子間の職業伝授が行われていた国では、公的な教育制度の成立は親の権利の剝奪をもたらす。職業は必ずしも世襲的なものではなくなり、児童は親と異なった価値を追求し始める。⁽³⁹⁾ 1833年の工場法が労働者の側から親の扶養権への侵害として攻撃されたのは少しも奇異ではない。⁽⁴⁰⁾ 教育によって児童の保護は親から国家へと明確に移管されたのである。

チャドウィックは、教育の他にも幾つかの保護措置を講じている。例えば、彼は工場での事故の問題をとりあげ、その防止策や被害者への補償の必要性を説く。⁽⁴¹⁾ そして最後に、これら種々の措置に関して責任をもって遂行すべき監督官の任命が勧告される。「概して我々は、できるだけ頻繁に主要製造業地帯を巡回し、法を施行するための任務をもつ3人の監督官を政府が任命するよう勧告する。」⁽⁴²⁾ 実際に任命されたのは4人であったが、イギリス史上初の試みである政府による監督官制度はペンサム学徒としてのチャドウィックの存在なくして考えられなかった制度である。⁽⁴³⁾

以上の提案は、すべてが立法化されたわけではないが、1833年における改革の根本を規定するものであった。それは、ひと言で言えば工場の制度的近代化によって、生産力拡大と児童の保護とを同時に実現せんとする工場改革の思想である。だがチャドウィックにとって改革は工場の内部だけに止まるものではなかった。彼の意図は、ペンサム思想による広範な社会改革の構想に基づいてお

注(38) R. C. Report, *ibid.*, p. 71.

(39) アメリカの社会学者 N・J・スメルザーは工場立法によって家族の就業構造に変化が生じ、次第に家族分化が生じていくことを論じている。N. J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution; An Application of the Theory to the Lancashire Cotton Industry*, London, 1958, pp. 278~303.

(40) 工場法による児童保護は親権への侵害だとする抗議を生ぜしめたが、一方これに対抗して、親が児童の健康や教育を無視して働かせるのは親権の乱用である、と非難する論争をもたらした。例えば、工場監督官となったレナード・ホーナーはその著作で、この後者の視点から立法による児童の国家保護を基礎づけている。「親権の侵害と告発されていることに関して; ……もし父が自然権 (Natural Rights) をもつなら、子供もそれをもっている。そしてもし父が子からそれを奪うなら、国家は子供の保護者となり、子の権利を回復しなければならない。」Leonard Horner, *On the Employment of Children in Factories and other Works in the United Kingdom and in some foreign Coertries*, London, 1840, p. 18.

親権の侵害と乱用とに関する論争についてはマルクスの次の規定が最も適格であろう。「しかし、親権の濫用が、資本による未成熟労働力の直接または間接の搾取をつくり出したのではなく、逆に資本主義的搾取様式が、親権に適応する経済的基礎を廃棄することによって、その濫用に至らしめたのである。」『資本論』第一巻第十三章第九節 岩波文庫版、第2分冊、511頁。

(41) R. C. Repeort, *ibid.*, pp. 72~3.

(42) R. C. Report, *ibid.*, p. 68.

(43) ペンサムは晩年の著書 *Constitutional Code* で極めて詳細な政府機構のプランを練っている。政府による監督官の制度もそこに含まれている。この著書はチャドウィックとの協力によるもので、ペンサムの没時(1832年)には未完成であったが、その後チャドウィックの尽力によって1841年に公開された。

り、工場法での教育条項はその第一歩となるはずのものであった。

ベンサム主義の改革構想については、王立委員会の前年に発表されたケイ＝シャトルワース著の『マンチェスター綿工業労働者の道徳及び健康状態』⁽⁴⁴⁾と題する書物で知ることができる。ケイはベンサム主義者の医師として、またチャドウィックの同僚として救貧法や公衆衛生法、教育法などの改革に貢献した人物である。彼は工場問題に関心が高まっている中、マンチェスター労働者の生活状況を解明した。それは都市スラムに代表される貧困な状況であり、彼はそれを「国民の道徳と健康低下」への危機として訴える。そこで特徴的なのは労働者の健康問題を道徳問題と同一視して促⁽⁴⁵⁾える視点である。両者は貧困をめぐる環境一般の問題へと環元され、社会制度の改革が最も重要な対策となる。文明と社会進歩を信ずる彼は、弊害の原因を封建遺制その他の遅れた制度的状況に見出⁽⁴⁶⁾す。トーリー派の保護貿易政策はその典型であり、十時間法案も市場原理への規制という意味で許し難い。必要なのは労働者の道徳状態や一般的な環境の改善であり、そのため彼は救貧法や住宅規制、衛生改善など種々の制度的改革を提案する。工場問題に関しても彼のモチーフは労働者の道徳向上にあり、児童への教育提案と分ち難く結びついている。「一般的効果的教育制度が考案されなければならない。……貧民は将来のための儉約の習慣を学ばねばならない。これら生活改善の努力が貿易制限の撤廃と結びついた時、労働時間の短縮は国民の道徳と健康状態を向上させるであろう。」⁽⁴⁷⁾
⁽⁴⁸⁾

救貧法や教育法、公衆衛生法など、ケイによる改革構想はチャドウィックが実践した一連の制度的改革と一致する。それは、ベンサム主義者の社会改革のプランを形成しており、マンチェスターの状況など当時における労働者の生活状況と密接に関わるものであった。チャドウィックによる工場法改革も、この社会改革プランの一翼をなす。教育による児童の国家保護への提案は労働者階級の道徳向上をめざすものに他ならない。彼にとって工場法の教育条項は、他のいかなる条項よりも最重要の課題であった。そのため彼は法案通過に際して、議会の圧力で教育条項が修正されたことに激昂した。⁽⁴⁹⁾この時彼は手記で次のように書いている。「法案は上院の手で崩壊させられた……。工

注(44) J. P. Kay-Shuttleworth, *The Moral and Physical Condition of the Working Classes Employed in the Cotton Manufacture in Manchester*, 1832.

(45) ケイはベンサムの環境説の思想を拡大して疾病の原因を直接に環境と結びつけて論じる。この考えはのちに公衆衛生法で採用されたものだが、本書では更に貧困を媒介とする道徳と環境との関係が論じられる。「貧民のあいだでは市街の清潔さとその人間、及び住居のそれとに密接な関係がある。不経済な習慣と浪費とは殆ど分ち難く結びついており、更にそれらは極めてしばしば不潔さと結びついている。我々はその一致を全くの偶然とはみなし難い。」*ibid.*, p. 16.

(46) 「ここできわめて率直に明らかにされた弊害は製造業制度の必然的な結果ではなく、遠い昔の、又は偶然的な起源によるものであり、法の運営によって除去することが可能である。」*ibid.*, p. 1 「自由貿易の自然の傾向は社会のエネルギーを増し、各人の健康を向上させる、と信じたからこそ、我々はこの都市の製造業に従事する低階層の人々の生活を明らかにしたのである。なぜなら彼らに影響を与えている弊害は外国や偶然の原因によって生じているからである。文明の進歩を促進し、それを世界に広めるシステムは……国民の最大多数の幸福と一致する。」*ibid.*, p. 47.

(47) *ibid.*, pp. 69~71.

(48) *ibid.*, p. 61.

場児童が帰宅する際、何らの教育準備なしに自由に帰らせることは、……単に怠惰と退廃状態にある街路に放り出すことにすぎない。⁽⁵⁰⁾

王立委員会におけるチャドウィック提案がホイッグとトーリーとの対立する論争を折衷したものでは決してなく、ベンサム的な社会改革の構想に基づくことが明らかとなろう。それは工場の制度的近代化とともに、教育によって労働者のモラル確立をめざす、社会全体の制度的近代化を企図したものである。

(3) 工場監督官就任以前のホーナー

レナード・ホーナーの生涯に関しては、娘キャサリンの手で編集された未公開の『メモワール』⁽⁵¹⁾があるが、残念ながら筆者は参照することができなかった。これに代るものとしてB・マーチンによる最新の伝記的な研究論文がある。⁽⁵²⁾それによると、ホーナーの生涯は以下のように略記できる。

1785年1月17日エジンバラに生れる。生家は亜麻商人、地主、弁護士の家系をもつ。

1799年(14歳)エジンバラ大学に入学。倫理哲学、数学、化学を専攻。

1803年(18歳)同上卒業。ロンドンに出て家業の支店業務に就く。投機業にも着手。

1806年(21歳)結婚。のち六女をもうける。

1813年(28歳)ロンドンでの事業に失敗。エジンバラに戻り、家業を続ける。

1827年(42歳)ロンドン大学学長に就任。

1831年(46歳)教授陣との対立により同上を退職。ヨーロッパに滞在。

1833年(48歳)王立児童雇用委員会の委員に就任。その後工場監督官に任命される。

1859年(74歳)同上退官。

1864年3月15日ロンドンにて死去。(79歳)

ホーナーは26年間の長きにわたって工場監督官の地位にあったが、それ以前にも長期間に及ぶ亜麻商人としての実務的な経験を蓄えていた。この実業面での多忙な日々のあいだにも彼は多彩な活動を行っている。生涯をととしてのホーナーの関心事として、新興の学問である地質学への傾倒があげられる。⁽⁵³⁾彼はこの部門での論文もあり、研究者としての名声を勝ち取っていた。ホーナーのもう

注(49) 議会で修正されたのは監督官の教育権限である。チャドウィックの草案では監督官は児童の教育にも権限をもち、適わしいと思う学校を選んで通学させることができたが、成立した法文では学校の選択は両親に委ねられ、監督官は学校側の通学証明を監視することしか許されなかった。S. E. Finer, *ibid.*, p. 65.

(50) S. E. Finer, *ibid.*, p. 65.

(51) Katherine Lyell (ed.), *A Memoir of Leonard Horner*, 2 vols. 1890, unpublished.

(52) Bernice Martin, 'Leonard Horner; A Portrait of an Inspector of Factories', *International Review of Social History*, vol. XIV, 1969.

(53) ホーナーは1813年王立学士院(Fellow of Royal Society)の会員となり、1845年と60年の二度にわたってロンドン地質学協会の会長を務めている。B. Martin, *ibid.*, p. 416.

ひとつの関心事は政治であった。彼の家系はホイッグ派に属しており、彼自身もホイッグ政治に深く関与していた。エジンバラ在住時代には都市行政の改革運動に着手し、1816年には市営病院の改革キャンペーンに成功した。また、1820年代にはトーリー派の市営学校に対抗して、初等教育のためのふたつの学校を開設した。⁽⁵⁴⁾それはホーナーの教育に対する情熱をも物語っている。

これら各方面に及ぶ精力的な活動の動機は何であったのか。上述のマーチンはホーナーの思想的背景について次のように述べている。「彼はスコットランド人であり、ホイッグであり、プロテスタントであった。この三つの伝統から彼は独立の価値を学び、公的義務と良心の声に対する感覚を養った。彼はまたスコットランド啓蒙主義の一最後の産物であった。それは数世代にわたって、⁽⁵⁵⁾大学や都市の政治党派を通じてエジンバラの上層ミドル・クラスに影響を与えてきたものである。」

ここでスコットランド啓蒙主義の産物と評されているホーナーの思想形成はいかになされたのか。この問題に重要な鍵を握っていると思われるのが、レナードの兄フランシス・ホーナーである。⁽⁵⁶⁾以下ではこの兄の事績について簡単に触れておこう。

フランシスはレナードの7歳年長として1778年に生れたが、1817年39歳の若さで没している。彼はこの短い生涯の間に経済学者として、またホイッグの政治家として幾つかの貢献を残している。中でも歴史に残るのが1802年における雑誌『エジンバラ・レビュー』の創刊と、1810年、議会における通貨改革提案である。『エジンバラ・レビュー』は彼が2人の友と語らって創始したものであるが、経済学者のマクロックやシーニョアなど寄稿者に恵まれ、当時としては驚異的な発行部数を誇るまでに成長した。⁽⁵⁷⁾それは経済論文だけでなく、政治記事をも載せて、次第にホイッグ派の機関紙的存在となっていく。フランシス自身幾つかの論文を発表しているが、特に通貨問題に精通していた彼は、この方面での理論と政策に関して古典派学説の発展に貢献した。そしてマルサスやリカードとも親交をもつようになり、特にリカードからは敬意をもって迎えられる。⁽⁵⁸⁾

1806年ホイッグ党の国会議員となった彼は奴隷貿易の問題やスコットランドの移民問題などに功績を残したが、特にその名が銘記されたのは、1810年地金委員会 (The Bullion Committee) の議長として、報告作成者としてである。同委員会はナポレオン戦争時に発行された不換紙幣の整理と銀行券の兌換化とを提唱したが、この運動の中心となったのはフランシスであった。この改革は通常リカード学説の体現と目されているが、通貨問題に関しては彼はリカードより先行していた。以上

注(54) *ibid.*, p. 421.

(55) *ibid.*, p. 415.

(56) フランシス・ホーナーの遺稿集として次の書物があり、編集者の手で懇切な序文が付されている。 *The Economic Writings of Francis Horner in Edinburgh Review 1802-6*, edited with an introduction by Francis Fetter, London, 1957.

(57) 創刊時の発行数は750部、1807年には初刷のみで5,000部、1814年には約5万人の読者をもつと言われた。F. Fetter, *ibid.*, p. 19.

(58) 因みにフランシスとリカードはともに地質学に関心を抱いており、ふたりともレナードの属したロンドン地質学協会の会員であった。Fetter, *ibid.*, p. 12.

を見る限り、フランスがアダム・スミス学説の正統な継承者として、リカード学説への展開を準備した役割がわかる。だが彼の学説を細かく検討すれば、この理解が一面的でしかないことに気付く。

フランスの遺稿の編纂者F・W・フェッターはその学説を解説して、単なるレッセ・フェールの古典派学者として片づけられないことを強調している。例えば通貨問題に関して彼とリカードとが類似の見解をとりながら、なおそこに「微妙な、だが社会哲学上の本質的な相違がある」ことを説く。イングランド銀行の政策に対するリカードの批判の根本は、独占への反対にあった。これに対してフランスは公共的な見地から批判した。それゆえ彼の主張は「経済政策の分野では市場の分析を越えて、時には公共政策をも考慮せねばならないという一般哲学から出発していたように見える。」⁽⁵⁹⁾

彼のこの態度は議会活動にも反映されていた。例えば穀物法の問題について、農業の振興や食糧自給を説き、急激な関税撤廃に反対し、また最低賃金の問題についても労働者大衆のための政策を考慮する。特に1815年の工場法に関して、教区徒弟のための積極的な保護を説いていることが注目される。⁽⁶⁰⁾ フランスは経済学者として完成せず、学説史の上では名を成さなかったが、フェッターはむしろ議会や評論など時事問題に対する態度の中に彼の価値を見出している。「ホーナーの経済学への貢献は特定の観念ではなく態度にあった。即ち経済問題の重要性を認め、党派的精神から離れ、諸外国を含めての歴史的背景を探る事実分析の中で議論するという態度である。」⁽⁶¹⁾ ここでフェッターは、フランスの経済学における経験性とも言うべきひとつの根本的態度を示唆しているように思える。アダム・スミス流の市場理論を継承発展させると同時に、時論的経験的態度によって市場原理の行使に枠をはめる——この二面性こそフランスの思想的特徴だったのではないか。そしてこの兄の強い感化のもとで形成されたレナードの思想を「スコットランド啓蒙主義の産物」と呼ぶ時、それは特定の理念への信奉を意味するだけでなく、行動面における経験的態度との二元性を示唆するのではないか。

レナード・ホーナーの思想形成に影響した最大の要因は兄からの感化であったが、⁽⁶²⁾ 彼の伝記作者マーチンは、その他多くの面での彼の人となりを明らかにしている。そのひとつに敬虔なプロテスタントとしての心情がある。彼は終生キリスト教への帰依を失わず、日常的にも儉約や勤勉、禁欲などのピューリタンの生活倫理を実践していた。またカトリックの権威主義や儀式偏重を嫌い、自由と独立の価値を尊重していた。⁽⁶³⁾

注(59) Fetter, *ibid.*, p. 15.

(60) 1815年の工場法に関するフランスの議会演説についてはマルクスも『資本論』において引用している。第一巻第24章第6節 岩波文庫版、第3分冊、409頁。

(61) Fetter, *ibid.*, p. 19.

(62) レナード・ホーナーは兄フランスの追想録を編集している。Memoirs and Correspondence of Francis Horner, edited by L. Horner, 2 vols. London, 1843.

(63) B. Martin, *ibid.*, pp. 418~420.

マーチンは、ホーナーの政治行動の中に啓蒙主義者としてのパターンナリズムがあることを指摘する。「彼は急進派達のように自由を単なる平等主義と等しいものとは考えなかった。むしろ良き国家は、啓蒙された教育ある国民と、万人の自由を守るエリートが必要とするという見解を常にもっていた。ここではホイッグと啓蒙思想との特色が結合している。」⁽⁶⁴⁾ ホーナーにはこの啓蒙的パターンナリズムに由来する教育への情熱があった。彼はエジンバラでふたつの学校を開設したが、一方はミドル・クラスの子弟に古典教育を施すものであり、一方は労働者の子弟に技術教育を施す純然たるメカニックス・インスティテュートであった。こうして「エリートのための最高の学問水準の確保と、同時に大衆のための有用な知識の普及」⁽⁶⁵⁾とのふたつが彼の目標であった。

これらの側面からマーチンは、ホーナーの人間的特質を「独立の価値」や「良心の声」、「公的義務」などの理想に燃えた信念の人として浮びあがらせている。確かに工場監督官時代における彼の旺盛な行動力の背景には、不屈の精神をもって突き進む強烈な個性がうかがえる。だが彼の功績を賞讃するあまり、その人間像をすべての面で美化することはできない。彼の強い個性は場合によっては排他的で、非妥協的な欠陥にも転じうる。1827年から4年間にわたるロンドン大学学長としての職歴はそれを物語っている。ロンドン大学はスコットランド・ホイッグ派の財政運営面でのイニシャチブのもとで創設され、ホーナーはその初代学長に就任したが、株式会社としてスタートした同大学はきわめて異色な運営方式を採っていた。教授陣は大学運営から全く排除され、その給料も原則的には受講者の数で決定されるというもので、当初から教授陣の不満があり、次第にそれがホーナーの一身に集中していった。結局は教授陣の運営参加が認められ、ホーナーは退陣する。この場合すべての責が彼に帰せられるものではなかったにせよ、彼の拙劣な政治的手腕が教授陣との対立を深めたことは疑いない。彼の独立的精神が実際には権威的支配となって体现するという逆説的な事態が生じていたのである。

ホーナーが大学運営で失敗し、工場法運営で成功した理由について、マーチンは領域の相違によるものと説明している。⁽⁶⁶⁾だがそれだけでなく、ホーナーに具わっていた経験性の側面が十分に発揮されなかった、と言えないだろうか。彼がプロテスタントとして、またホイッグの啓蒙家としての信念に従って行動したことは事実である。同時にそこには特定の理念を信奉するだけでなく、時流の中で事態を適確に判断する経験的な側面もあった。そして両者が結びついた二面性においてこそ、彼が兄フランシスから継承したスコットランド啓蒙主義の特長があったのではなかろうか。

（つづく）

（慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生）

注(64) *ibid.*, p. 420.

(65) *ibid.*, p. 421.

(66) *ibid.*, p. 426.